

## （仮称）松戸市手話言語条例（骨子案）に関する意見と市の考え方 パブリックコメント（意見募集）手続の実施結果を公表します。

（仮称）松戸市手話言語条例（骨子案）の作成にあたり、市民の皆様からご意見を募集したところ、15名の方からご意見をいただきました。ご意見の提出ありがとうございました。お寄せいただいたご意見を整理し、市としての考え方をまとめたのでお知らせいたします。

### パブリックコメント 手続実施結果の概要

- 1 意見募集期間 令和元年9月20日（金）～令和元年10月19日（土）
- 2 意見提出者 15名（賛成意見：15名 反対意見：0名）
- 3 意見総件数 23件
- 4 意見取り下げ 0件
- 5 回答数 23件（意見を受けて加筆・修正したもの 1件）

No.	頁	項目	ご意見	市の考え方	修正の有無
1		全体	お疲れ様です。骨子案については良いと思います。よろしくお願い致します。	ご賛成いただきありがとうございます。条例制定に向けて取り組んで参ります。	無
2		全体	賛成します。一日も早い施行を期待します。	ご賛成いただきありがとうございます。条例制定に向けて取り組んで参ります。	無
3		全体	賛成します。	ご賛成いただきありがとうございます。条例制定に向けて取り組んで参ります。	無
4		全体	おはようございます。いつもお世話になっております。この間は、ふれあい22で（仮称）松戸市手話言語条例（骨子案）の説明を聞きました。パブリックコメントの内容はこれで良いと思います。有難うございました。	ご賛成いただきありがとうございます。条例制定に向けて取り組んで参ります。	無
5		全体	全体的に賛成です。	ご賛成いただきありがとうございます。条例制定に向けて取り組んで参ります。	無

No.	頁	項目	ご意見	市の考え方	修正の有無
6		全体	ろう者にとって日常生活の大部分を占める交通機関の利用、買い物、レジャー、仕事は手話通訳者同行が難しく、自力で対応することが多いため意思疎通がうまくいかないことが沢山あります。事業者側（特に民間）にも手話の理解と普及が必要と考える。事業者の役割も条例に盛り込んで欲しいと思います。（案）手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備する。	貴重なご意見ありがとうございます。この条例の骨子案の（４）市民等の役割の「市民等」に事業者も含まれるよう、（１）目的の「市民等」の定義を一部修正させていただきます。  （１）目的の「市民等」の定義 修正前：市内に居住し、又は滞在する者 ↓ 修正後：市内に居住し、又は滞在する者及び市内に活動の拠点を置く者	有
7		全体	全てにおいてとてもよくできているかと思いますが、ろうの方たちと何処で会うの？見た目でわからないですよ？サークルだけでは狭すぎます。加入できない人は？	手話言語条例は、手話の普及等を図るための手話に関する施策を総合的に推進することを目的としており、ろう者との交流までは求めておりませんが、施策を展開するうえでは、ろう者との交流の機会の場を設けることも大切であると認識しています。貴重なご意見ありがとうございます。	無
8	P2	I 条例制定の背景	「ろう者の手話を使う権利・・・」のところ、「聴覚障害者の手話を使う権利・・・」として下さい。	ろう者はこれまで手話を使うことに制限された歴史があったことをご理解いただくために、「ろう者の手話を使う権利・・・」と記載しておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。	無
9	P2	(1)目的	障害のある人もない人も共に暮らし、尊重しあうことができる共生社会の実現のために、必要な条例だと思います。	ご賛成いただきありがとうございます。条例制定に向けて取り組んで参ります。	無
10	P2	(4)市民等の役割	条例の骨子案では市民の役割として「基本理念への理解を深め」「市が推進する手話の普及等に関する施策に協力する」ことが努力義務として規定される予定である。趣旨自体には賛成であるが、努力義務とはいえ「市民」の「役割」とまですることは義務に対応する権利が不明確なこともあり、違和感がある。市民の「基本理念」への理解を深めさせ、「手話の普及等に関する施策への協力」がスムーズになされるように努めることを「市の責務」として規定した方がよいと考える。	(4)市民等の役割は、市民に義務を課すものではありませんが、条例の目的の実現に向けては、市だけでなく、市民の方々の協力が必要であることから、市民等の役割を条例に定めていきたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。	無
11	P2	(4)市民などの役割	(4)市民等の役割 市民等は、基本理念への理解を深め、市が推進する手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。に対して、漠然としている。協力したくても何から始めるの？ただ、広報の連絡を待つのでしょうか？	手話の普及等に関する具体的施策につきましては、松戸市障害福祉計画等で示し、展開して参ります。	無

No.	頁	項目	ご意見	市の考え方	修正の有無
12	P3	(6) 学校等における手話の普及等	手話に接する機会→手話だけでなく人と人の繋がりも大切です。聴覚障害児と学習交流等の機会があれば、より理解が深まると考えます。	貴重なご意見ありがとうございます。聴覚障害児と学習交流等の機会の確保につきましては、聾学校等の協力が必要となりますが、市内に聾学校が無い場合、直ちに対応することは困難ですが、今後の参考とさせていただきます。	無
13	P3	(6) 学校等における手話の普及等	小2のわが子が来週行われる音楽祭にて、歌いながら手話を披露するようです。子どもは年を重ねるにつれて失われがちなバリアフリーな心を持っていると思います。素直に受け入れ、新しいコミュニケーションの手段として、現に体得しています。さて、言語として条例化するにあたり、学校の「努力義務の履行」にとどまることなく、手話を浸透させる「継続的な施策」に期待します。そのためには、教職員の意識改革、教育研修を充実させる必要があると考えます。ぜひ、教職員および学校関係者への施策も含めた条例制定をお願いいたします。	貴重なご意見ありがとうございます。ご意見のとおり、幼い頃から福祉に触れることは成長過程において、とても重要であり、手話の普及に関しても有効であると考えております。また、学校における教職員の手話に関する研修等につきましては、千葉県の手話言語条例（平成28年6月制定）に基づき、すでに研修等が行なわれておりますので、松戸市の条例においては、学校等において手話に接する機会が提供されるよう関係部署と連携を取りながら取り組んでいきたいと考えます。	無
14	P3	(6) 学校等における手話の普及等	「幼児、児童、生徒に対し、手話に接する機会を・・・」のところで「幼児、児童、生徒、手話を学ぶ機会のなかった聴覚障害者に対し、手話に接し、手話をコミュニケーション手段の一つとして修得する機会を・・・」として下さい。	手話を学ぶ機会のなかった聴覚障害者の方に対する施策は、(3)市の責務の手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境の整備の中で取り組んでいきたいと考えております。	無
15	P3	(7) 医療機関への啓発	病院受診の際、医療関係者がマスクをしていることが多く、口元が見えないため、何を話されているかわからないと感じる聴覚障害者が多いと聞きました。筆談や手話などでコミュニケーションをとっていたできるように働きかけをお願いしたいです。	(7)医療機関への啓発に基づき、医療機関に対し、手話を必要とする人が、手話を使用しやすい環境づくりのための啓発に努めてまいります。その他、必要な情報コミュニケーション手段の確保については、障害者総合支援法の地域生活支援事業や障害者差別解消法の合理的配慮に基づき進めて参りたいと考えます。	無
16	P3	(7) 医療機関への啓発	7番、医療機関への啓発は、是非手話をしやすい環境づくりを進めて頂きたいと思っております。手話通訳者を派遣出来る環境にしてほしいです。また、8番の緊急時及び災害時の対応は、早急に対策を考えて頂きたいです。(7.8番の案は、賛成です) 障害のある人もない人も、歩みより良い環境のもと生活出来れば素晴らしいですね。	ご賛成いただきありがとうございます。条例制定に向けて取り組んで参ります。	無

No.	頁	項目	ご意見	市の考え方	修正の有無
17	P3	(7) 医療機関への啓発	環境づくりのための啓発→勉強会や講習会など定期的を開催すると手話を習得する近道かと考えます。また、全国手話検定もモチベーション維持につながるので、より積極的に告知するのもいいと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。条例制定後においては、医療機関に限らず講習会の開催や全国手話検定の周知について、検討して参ります。	無
18	P3	(7) 医療機関への啓発	1行目 市は、医療機関に対し、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりのための啓発に努めるものとする。 変更希望＝手話の派遣、要約筆記の派遣が有ることを周知させるものとする。	手話の派遣、要約筆記の派遣については、障害者総合支援法の地域生活支援事業や障害者差別解消法の合理的配慮に基づき進めて参ります。	無
19	P3	(8) 緊急時及び災害時の対応	1行目 市は、緊急時及び災害時において、手話を必要とする人に対し、情報の取得及びコミュニケーションの支援に必要な措置を講ずるものとする。 変更希望＝手話及び要約筆記を必要とする人に対し、…	手話言語条例は、手話の普及等を図るための手話に関する施策を総合的に推進することを目的としていることから、(8)では、緊急時および災害時において手話を必要とする人に対する必要な措置を定めています。	無
20	P3	(8) 緊急時及び災害時の対応	災害時、聴覚障害者は情報を得ることが困難となり、逃げ遅れたり、避難所で必要物品をもらえないということも考えられます。そのことも踏まえ、防災対策を講じていただきたいと思います。そのためにも、この条例は有意義だと思います。	ご賛成いただきありがとうございます。条例制定に向けて取り組んで参ります。	無

No.	頁	項目	ご意見	市の考え方	修正の有無
21	P3	意見の聴取(9)、その他(12)	まず、言語条例については異議なし。なお、「聴くよう努める」ではなく、「聴きます」にしてほしい。また、制度上、細分化を行う際、改善すべき点がある。それは、現在の手話通訳派遣要綱では、「聴覚障害者と会話をしたい」と思っている健聴者が手話通訳派遣依頼を行うことはできない。これは明らかにおかしい。「誰」が手話通訳が必要なのか？をよく考えていただきたい。「誰」＝聴覚障害者や手話を言語として生活している人であることはもちろんだが、それだけではない。「誰」は、聴覚障害者と会話をしたい健聴者の場合もあり得る。現制度はこのケースの場合は、わざわざ聴覚障害者をお願いして、聴覚障害者が手話通訳依頼を行っているが、そうではなく、手話が必要な聴覚障害者と会話したいと思っている健聴者も手話通訳派遣依頼を認めるべきである。よって、この制度そのものを変えなければならないが、条例の骨子案を見た限り、見直されるかどうか不明。なので、きちんと現制度の見直しを行うという文言を入れてほしい。	基本計画の策定や各施策の実施は、市の責務において取り組むべきものであることから、(9)意見の聴取では、関係団体等から意見を聴くよう努めるものとしています。また、手話通訳派遣要綱につきましては、今後も関係団体との協議を重ねて参りたいと考えます。	無
22	P3	(11)その他のコミュニケーション支援の推進	「手話及びその他のコミュニケーション支援・・・」のところを「手話及び要約筆記等のコミュニケーション支援・・・」として下さい。	(11)その他のコミュニケーションには、要約筆記だけに限らず、点字や筆談も含まれるものと考えています。	無
23	P3	(11)その他のコミュニケーション支援の推進	1行目 市は、個々の聴覚障害者の特性に応じ、手話及びその他のコミュニケーション支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする事。 変更希望＝手話及び要約筆記のコミュニ…	(11)その他のコミュニケーションには、要約筆記だけに限らず、点字や筆談も含まれるものと考えています。	無